

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

平成22年12月6日

関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 児玉 好史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、事務所に設置されている光線路管理装置について、久慈川下流出張所が庁舎を移転したことに伴い、光ケーブルの経路が変更となったため各種設備情報及び芯線接続情報のデータベース情報の改造を行う。

光線路管理装置は、河川・道路管理用に敷設した光ファイバの使用状況・障害状況を管理・表示する機能を有しており、その機能と性能の確保を図るため、厳密かつ入念な施工を行う必要があることから、改造にあたっては、設備の電気的特性を熟知していることはもとより、設計条件や利用形態などを熟知している必要がある。

また、上記装置は製作会社が独自に管理保有している技術を基に設計開発し製作したもので、特に各機能部分の改造にあたっては製作会社が著作権人格権を保持する回路設計情報やプログラム部分等の作業となり、当該装置に精通した技術と経験を有し、本業務において的確な対応と信頼性が確保できる古河電気工業株式会社を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、古河電気工業株式会社との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、古河電気工業株式会社と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 件 名 光線路管理装置改造
- (2) 業務内容 光線路管理装置の改造
- (3) 履行期限 契約の翌日から30日間

3. 業務目的

本業務は、事務所に設置されている光線路管理装置について、久慈川下流出張所が庁舎を移転したことに伴い、光ケーブルの経路が変更となったため各種設備情報

及び芯線接続情報のデータベース情報を更新する改造を行う。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局長から参加意思確認書の提出期限から当該業務の随意契約の見積時までに指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 以下の競争参加資格を有すること。

ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成21・22年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち通信設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ. 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のうち「電気・通信用機器類」においてAからD等級に格付けされた関東・甲信越地域の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(2) 技術力に関する要件

- ① 既設装置の受注者等が保持する著作権人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。
- ② 当該装置と同種装置の製作に係わる設計管理、工程管理、検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。

〔同種装置〕

光線路管理・監視装置

- ③ 障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制等が整っていること。

(3) 業務執行体制に関する要件

本業務にあたっては、担当技術者を配置することとするが専任の義務はなく、複数人登録できるものとする。なお、複数人を登録した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

また、登録した技術者を変更できるものとするが、その場合は登録した技術者と同等以上の能力を有する者に限る。

配置予定担当技術者は当該装置の点検・整備に必要な十分な知識を有し、且つ平成22年12月27日の時点で次の①から④のいずれかの条件を満たすこと。なお、実務経験は、当該装置に必要な実績とする。

- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において電気工学又

は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。

② 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。

③ 上記①及び②以外の者で、１０年以上の実務経験を有する者。

④ 以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

・ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子部門））

・ 電気通信主任技術者

(4) 業務実績に関する要件

当該装置と同種装置について、平成８年度以降に完了した国土交通省発注の工事等（新設）の施工実績を有さなければならない。なお、施工実績についての受注形態（契約形態）は問わない。

〔同種装置〕

光線路管理・監視装置

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1 9 6 2 - 2

関東地方整備局常陸河川国道事務所 経理課 契約係

電話 0 2 9 - 2 4 0 - 4 0 6 2

② 技術関係

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1 9 6 2 - 2

関東地方整備局常陸河川国道事務所 防災課 防災情報係

電話 0 2 9 - 2 4 0 - 4 0 7 4

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成２２年１２月６日（月）から平成２２年１２月２７日（月）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分まで。）

交付場所等：上記（１）①に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成２２年１２月２７日（月）１７時１５分。

提出場所等：上記（１）①に同じ。持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）すること（ＦＡＸによるものは受け付けない）。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 ４（１）に同じ。

- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の
提出予定期限：平成23年1月17日（月） 17時15分
- (4) 4. (1) ③に掲げる国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）の認定を
受けていない場合も4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、
その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を
提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けて
いなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。